

平成30年2月6日

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市特別職報酬等審議会

会長 大澤 克之助

特別職の報酬等の額について（答申）

平成29年12月27日付け29千総給第1359号で諮問のありました「特別職の報酬等の額」について、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成30年2月

千葉市特別職報酬等審議会

本審議会は、平成29年12月27日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会では、一般職の職員の給与改定の状況や社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 改定の必要性

本審議会は、次により市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると判断した。

一般職の給料表改定率については、前回改定（平成27年度）後から今年度までの累積は△2.389%であるが、これは、平成27年度から平成28年度にかけて、国が本市内に勤務する国家公務員の地域手当の支給割合を段階的に引き上げたことに伴い、本市も国と同様に地域手当の支給割合を段階的に引き上げたことが影響していると考えられる。

仮に地域手当の支給割合の引上げがなかったと仮定し、給料の改定により公民給与を均衡させたとした場合における給料表改定率の前回改定後から今年度までの累積は1.314%となり、この改定率を適用することが一般職の給与改定の状況に即して適当であると考えられる。

これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、今後も同様とすることが、市民の納付性を高めることにつながるものと考えられ、現時点において、一般職の給料表改定率の累積が一定程度の率となっている以上、見直しを行うことが適当である。

2 改定額及び改定期期

市長及び副市長の給料の額については、昭和43年の自治省行政局長通知に則り、これまで他の地方公共団体の人口や財政規模なども考慮しながら、一般職の給与改定の状況、国の特別職の俸給等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定を行ってきた。

今回についても、前回改定後から今年度までの一般職の給料表の累積改定率（平成27年度及び平成28年度においては、仮に地域手当の支給割合の引上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率を適用）については、これまでと同様に考慮すべきである。

市長及び副市長の給料の額は、これらの点を踏まえて決定していくことが適当である。

また、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況をより的確に反映させるため、従来からの一万円単位での改定ではなく、千円単位（百円単位四捨五入）で改定することが適当である。

なお、改定期期については、一般職の給与改定が既に実施されている状況等を勘案すると、速やかに行うことが適当である。

以上のことから、次のとおり答申することとした。

(1) 改定額

市長	給料月額	1, 317, 000円
副市長	給料月額	1, 064, 000円

(2) 改定期期

平成30年4月1日からとする。

3 審議経過及び付帯意見

この度の審議において、市長及び副市長の給料の額の改定の是非については全委員の一致を見たが、改定の内容については、一般職の給与改定の状況をよりの確に反映させる必要があるのではないか、今までの改定の考え方を踏襲する方法でよいのではないかといった意見があった。また、給料の額が市長の職責に見合っていないのではないかといった意見もあった。

これらの委員各々の視点は様々であったが、これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、今後も同様とすることが、市民の納得性を高めることにつながるものと考えられる。

したがって、市長及び副市長の給料月額については、前回改定後から今年度までの一般職の給料表の累積改定率(平成27年度及び平成28年度においては、仮に地域手当の支給割合の引上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率を適用)を反映させるとともに、一般職の給与改定の状況をよりの確に反映させるため、従来からの一万円単位での改定ではなく、千円単位(百円単位四捨五入)で改定することが妥当であると判断したものである。

なお、今回の改定額の考え方については、市民等に対し、十分に説明を行うことが必要である。

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	大 澤	克之助
副会長	大 島	有紀子
委 員	秋 元	正 行
委 員	大 槻	勝 三
委 員	河 合	謹 爾
委 員	熊 谷	正 喜
委 員	清 水	馨
委 員	鈴 木	浩 之
委 員	仙 波	慶 子
委 員	中曾根	玲 子